

業務用厨房関係法令集 2012 年版

正 誤 表

本書の内容に一部誤りが生じたので、お詫びして訂正いたします。

次の通り読み替えてご利用いただきますようお願い申し上げます。

〈本文 11 頁右段 15 行目〉

誤	正
平成 21 年 8 月 28 日 厚生労働省告示第 402 号	平成 23 年 12 月 27 日 厚生労働省告示第 476 号

〈本文 18 頁右段 15 行目〉

誤	正
平成 23 年 10 月 3 日 厚生省令第 125 号	平成 23 年 10 月 3 日 厚生労働省令第 125 号

〈本文 24 頁右段 11 行目〉

誤	正
平成 20 年 11 月 28 日 厚生省令第 163 号	平成 20 年 11 月 28 日 厚生労働省令第 163 号

〈本文 25 頁右段 18 行目〉

誤	正
平成 23 年 12 月 <u>21</u> 日 政令第 407 号	平成 23 年 12 月 <u>14</u> 日 政令第 407 号

〈本文 29 頁罫表部分中定義の欄 21 行目〉

誤	正
煮る、 <u>掲げる</u> 等の加熱処理を行う場所～	煮る、 <u>揚げる</u> 等の加熱処理を行う場所～

〈本文 30 頁左段 21 行目〉

誤	正
衣場が <u>談</u> けられていること。	衣場が <u>設</u> けられていること。

〈本文 33 頁左段 4 行目〉

誤	正
特に、 <u>掲げる</u> 等の油脂処理を行う場所にある	特に、 <u>揚げる</u> 等の油脂処理を行う場所にある

〈本文 34 頁右段 12 行目〉

誤	正
ウ 便所には、専用のはき物が備え <u>で</u> あること。	ウ 便所には、専用のはき物が備え <u>て</u> あること。

〈本文 34 頁右段下から 4 行目〉

誤	正
～1 日 1 回以上清掃し、 <u>特に</u> 衛生上	～1 日 1 回以上清掃し、衛生上

〈本文 102 頁右段下から 4 行目〉

誤	正
平成 23 年 11 月 28 日 <u>通商産業省令第 63 号</u>	平成 23 年 11 月 28 日 <u>経済産業省令第 63 号</u>

〈本文 114 頁右段 2 行目〉

誤	正
平成 23 年 11 月 21 日 <u>通商産業省令第 60 号</u>	平成 23 年 11 月 21 日 <u>経済産業省令第 60 号</u>

〈本文 120 頁右段下から 17 行目〉

誤	正
平成 23 年 11 月 28 日 <u>通商産業省令第 62 号</u>	平成 23 年 11 月 28 日 <u>経済産業省令第 62 号</u>

〈本文 134 頁右段下から 2 行目〉

誤	正
平成 20 年 12 月 1 日 <u>通商産業省令第 82 号</u>	平成 20 年 12 月 1 日 <u>経済産業省令第 82 号</u>

〈本文 154 頁右段 2 行目〉

誤	正
平成 23 年 3 月 31 日 <u>通商産業省令第 15 号</u>	平成 23 年 3 月 31 日 <u>経済産業省令第 15 号</u>

〈本文 173 頁右段下から 9 行目〉

誤	正
平成 22 年 3 月 19 日 <u>通商産業省令第 11 号</u>	平成 22 年 3 月 19 日 <u>経済産業省令第 11 号</u>

〈本文 225 頁右段 2 行目〉

誤	正
平成 21 年 3 月 <u>25</u> 日 文部省令第 10 号	平成 21 年 3 月 <u>31</u> 日 文部科学省令第 10 号

〈本文 263 頁右段 18 行目〉

誤	正
平成 14 年 12 月 26 日 <u>法律第 397 号</u>	平成 14 年 12 月 26 日 <u>政令第 397 号</u>

〈本文 269 頁右段 2 行目〉

誤	正
平成 23 年 10 月 28 日 <u>総理府令第 28 号</u>	平成 23 年 10 月 28 日 <u>環境省令第 28 号</u>

〈本文 282 頁右段下から 23 行目〉

誤	正
平成 19 年 11 月 16 日 <u>法律第 335 号</u>	平成 19 年 11 月 16 日 <u>政令第 335 号</u>